

千葉市内における発見事案の経緯と今後の対応について(案)

1. これまでの経緯

平成 19 年 5 月から 8 月にかけて、千葉市稲毛区の民間農場において発見された 5 発の砲弾について、同年 8 月に防衛省が確認したところ、うち 4 発が毒ガス弾の可能性があると判明した。

本件に係る地域に関しては、平成 15 年に実施した「旧軍毒ガス弾等の全国調査」フォローアップ調査で、昭和 37 年に本農場から発見された毒ガス弾を持ち帰って解体しようとした方が被災したとの新聞報道が確認されたことにより、B 事案(注: 情報の確実性は高いが地域が特定されていない事案)に分類されている。

また、平成 16 年に終戦時に迫撃砲により毒ガス弾等を射撃して地面にめり込ませるように処理した等の証言情報が新たに寄せられたことを踏まえ、同年度に本農場とその周辺において地下水調査を、また、平成 17 年度には大気調査及び土壌調査を実施しており、その結果、毒ガス成分は不検出であった。

なお、本農場以外の周辺地域において毒ガス弾が発見されたという情報や、上記の後、新たな廃棄・遺棄情報は現在まで確認されていない。

2. 住民周知及び被害の未然防止のための施策の実施

平成 19 年の発見事案については、平成 19 年 10 月 8 日に千葉市稲毛区内において、住民説明会を開催し、これまでの経緯と今後の対応等について説明を行い、下記の点について協力を要請した。

- 民間農場に無断で立ち入らないで下さい。
- 万一の際の対応
 - ・ 毒ガス弾らしき物を見つけたときは、絶対に手を触れず、すぐに警察署(110 番)に通報してください。
 - ・ 被災してしまったら、被災者を新鮮な空気のもとへ移動させ、被災部分を大量の水で洗浄するなどの応急措置をとるとともに、消防署(119 番)に通報してください。

また、旧軍毒ガス弾等に係る被害の未然防止の観点から、リーフレット「千葉市内で発見された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾について(お知らせ)」(別添資料参照)を作成し、平成 19 年 12 月上旬に周辺住民に周知するとともに、地方公共団体

や労働基準監督署等を通じて建設・土木業者等へ配布している。(本リーフレットについては、環境省・千葉県・千葉市のホームページにも掲載し、注意喚起を行っている)

3. 当面の対応

本事案に係る調査については、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)に基づき、当面は下記に示す基本的な方針に沿って、調査方法等を具体化することとする。

1. 被害の未然防止の観点から、本農場内において、探査を妨げる建物やコンクリート・アスファルト舗装部分や鉄筋構造物等が存在する面積を除外した、耕耘機が作業する農地部分を中心として、毒ガス弾の可能性のある埋設物が地中に存在するか否かを確認するために物理探査(金属探査等)による調査を行う。
2. 調査の実施に際しては、専門家の技術的な助言を得て、関係省庁、地方自治体、地権者と協力しつつ安全に行う。
3. 周辺住民の理解と協力を求め、適切な情報提供を行う。
4. 被害の未然防止の観点から、継続的にリーフレット「千葉市内で発見された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾について(お知らせ)」の周知を行う。
5. 調査の結果、弾が存在する可能性のある検知点が確認された場合は、農場関係者へ注意喚起を行い、被害の未然防止に万全を期する。